

36協定で職場が混乱

国労水戸

社員の生活設計に不安が

JR東日本とJR東労組は、労働基準法第36条1項の規程に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定が、1月末の期限を迎えようとしていた。

1月25日の勤務指定日を超えて職場が混乱し、1月29日に締結した。

36協定の問題は、この間、何度となく勤務指定となる25日を前後にして締結となっていた。

国労東日本は前日の24日に会社に対して職場が混乱しないよう生活設計を最優先に、社員の生活設計を最優先に年次有給休暇

国労水戸地方本部
水戸市中央1-1-11
ENYビル2F
029-221-4008
発行責任者 久保田重明
編集責任者 坂下 司

仲間の信頼
力に変えて
この闘いをやりつ
組織の拡大へ

ように努力すると回答をした。しかし、25日の勤務公表を保留扱いにして29日に締結した。

過去には25日の23時59分に締結した。勤務公表が25日の23時59分であれば良いのか。25日の勤務公表の扱

いも問題です。東労組の今回の締結は4月30日までの3か月です。国労は昨年からの1年締結で同じ4月30日です。今回、職場での問題があれば報告をお願いし次回に生かしたい。

を保留扱いにしない。締結がされない場合、業務に支障・混乱がないように要請した。会社は職場が混乱しない

第173回拡大地方委員会

3月10日 10時

いわき市労働福祉会館

36協定について その1

労働基準法第36条

労働者は法定労働時間（1日8時間、1週40時間）を超えて労働させる場合や休日労働させる場合にはあらかじめ労働組合と使用者で書面による協定を締結しなければならない。

この協定を**36協定**という。

会社が労働時間以上の残業や法定休日出勤を従業員に課す場合は時間外労働・休日労働に関する協定書を締結し36協定届を労働基準監督署に届ける。

労働基準監督署に届けず、従業員を時間外労働をさせた場合は労働基準法違反となり罰せられる。

現状としては、突発的な場合は罰則の適用にはならない。是正勧告が続くと罰則の適用となる。